

スイス連邦内閣による新型コロナウイルス感染症に対する、各種行動制限措置の包括的な緩和（2月16日発表）

【ポイント】

- 16日、スイス連邦内閣は、新型コロナウイルスを巡る状況は改善しており、日常への復帰の一步として、各種行動制限措置の包括的な緩和を閣議決定しました。
- 今回緩和される国内措置については、2月17日0時から施行予定です。

【本文】

- 多くの国民がワクチン接種や感染からの回復により免疫を獲得していることにより、医療への負荷や過重となることは想定しづらいことを受け、スイス国内の各種行動制限について以下の包括的な緩和措置が実施されます。（2月17日0時より有効）

1 店舗、屋内レストラン、映画館、劇場、屋内の文化行事等におけるコロナ証明書によるアクセス制限（ワクチン接種証明、回復証明又は陰性証明の提示義務）が撤廃されます。

（ただし、個々の店舗等が自身の措置として各種証明を求めることはあり得ます。）

2 屋内レストラン、店舗内、その他公共施設内及び、職場におけるマスク着用義務が廃止されます。

3 私的な集まりに関する規制が廃止されます。

4 ホームオフィスの推奨が撤廃されます。

5 店舗やケーブルカーの入場者数制限が撤廃されます。

6 大規模行事開催時の許可取得義務が廃止されます。

7 上記制限緩和の例外として、公共交通機関や医療・介護関連施設（入院患者を除く）におけるマスク着用義務及び感染者の自己隔離義務は3月末まで継続されます。

- スイス入国時の検疫措置（ワクチン接種証明、回復証明又は陰性証明の提示義務）が撤廃されるとともに、入国フォームも不要となります。但し、スイス以外のシェンゲン域内各国への入口に接しての各種証明提示義務は継続しておりますので、渡航の際には注意が必要となります。

（注：連邦移民庁が定める入国制限措置は引き続き有効です。査証免除による日本からの入国（90日以内の観光目的を含む短期滞在者）については、ワクチン接種完了者及び18歳未満の同伴する子供のみ認められています。）

- 上記のとおり、包括的な緩和が行われますが、連邦政府は引き続き状況を注視し、必

要な場合には措置の見直しが検討されます。

- 上記のスイス全土の措置に加え、各州で個々の事情に応じた個別の措置を取ることも可能となります。

- 現在発出されている「特別事態」宣言は3月末に終了予定となります。

(この宣言は、連邦政府が上記の公共交通機関等でのマスク着用義務や感染者の隔離義務を継続するために必要となっております。)

○スイス連邦内閣閣議決定

<https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-87216.html>

(リンクは英語、他にドイツ語、フランス語及びイタリア語有)

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>